

と共通の事務問題の處理のために地方評議會を組織する事になつて  
 いる其の誤を、日本労働組合評議會の構成單位たる地方組合中央  
 委員會議の下に地方的行動の統一と、共通の事務問題處理のため  
 に地方評議會に所属せしめられるべしと改正した。(第三條)  
 二 前條の組織方針に基き地方評議會より脱退承認の権限の中央委員  
 会にあると明らかなにした。(第四條)  
 三 組合員の脱退勸告をなし得る様にし、同時にその決定は中央委員  
 会の決定に俟つべきであるが故に申告し得る矣を明記した。(第六條)  
 四 評議員会を廃止し執行委員会及常任委員会を機関に加へた。(第七條)  
 五 従来の会長制を廃し大会の召集は個人によらず機関(執行委員会)  
 亦召集する様にした。(第八條ノ二)  
 六 大会の議長及副議長を大會に於て選挙し各種委員も選挙すること  
 を明記した。(第八條ノ四)  
 七 前述の如く評議員会を廃し、執行委員の選出を所属を選挙法として  
 大会選出を規定した。(第九條ノ二)  
 八 新らしく執行委員補充を規定した。(第九條ノ四)  
 九 拡大執行委員会を明確し得る事を規定した。(第九條ノ五)  
 十 常任委員会の設置に伴ふ構成目的等を規定した。(第十條)  
 十一 会計を兼し車庫部に財政部を加へ執行委員会の連帯責任とした。(第  
 十一條ノ一)

日本労働組合評議會  
 大阪地方評議會規約改正草案

第一章 名義及目的

第一條 本地方評議會を日本労働組合評議會大阪地方評議會と稱す。  
 第二條 本地方評議會は大阪地方に於ける日本労働組合評議會加盟組  
 合の地方的行動を統一し共通の事務及問題を處理し以て日本  
 労働組合評議會の宣言綱領並に決議の遂行を計るを以て目的  
 とす。

第二章 組織

第三條 大阪地方に於ける日本労働組合評議會加盟の組合は本地方評  
 議會に所属するものとし事務所を大阪に置く。  
 第四條 本地方評議會所属組合は日本労働組合評議會中央委員会の決  
 定に非らざれば脱退する事を得ず。  
 第五條 本地方評議會所属組合にして日本労働組合評議會を脱退した  
 る時は本評議會所属の資格を消失したものとす。  
 第六條 本地方評議會所属組合又は組合員にして本地方評議會の目的